

春休みの過ごし方

郡山市立小原田中学校

春休み期間 令和4年3月24日(木)～令和4年4月5日(火) 13日間

1. 春休みの意義を確認しよう

- (1) 1年間の生活を振り返り、**新学年を迎えるにあたっての心構えを持ちましょう。**
- (2) 家族や社会の一員として自主的・自立的な生活態度を養い、自己発見の機会としましょう。
- (3) 心身の休養と適度な運動を心がけ、健康の維持・増進に努めましょう。

2. 生活について

- (1) 『**新型コロナウイルス感染予防対策**』に努めましょう。**状況は深刻です。**朝の検温、咳症状の確認、外出する際のマスク着用、帰宅時の手洗い・うがい、ソーシャルディスタンスの確保を心がけましょう。不要不急の外出を避け、塾へ行く際も十分に気をつけましょう。
- (2) 長期休業中は生活リズムが不規則になりがちです。規則正しい生活を心がけましょう。
- (3) 家族の一員であることを自覚し、家族そろっての時間を大切にしましょう。
- (4) 家族の手伝いを進んでやったり、地域行事に積極的に参加したりして、家族や地域に貢献しましょう。
- (5) ノーディスプレイの時間を設けたり、情報機器（スマホ等）の使い方を家の人と話し合ったりして、節度ある生活を心がけましょう。
- (6) 健康診断で指摘された虫歯や疾病等は、この期間に治療しましょう。



3. 学習について

- (1) 学習時間は、一日**学年プラス2時間**を最低限に計画を立て、必ず実行しましょう。
- (2) 自分にあった方法で集中して効率的に学習を進めましょう。
- (3) 得意教科については、よりいっそう理解を深め、応用力を高めましょう。不得意教科については、教科書を中心にした復習に力を入れましょう。
- (4) 長期休業中の読書（長編）は、自己を高めるものとなります。ぜひ取り組みましょう。

4. 部活動について

- (1) 部活動予定表にしたがって積極的に参加し、真剣に活動しましょう。
- (2) **登・下校時は、交通事故や不審者に十分注意し、寄り道をしないようにしましょう。**
- (3) 自転車通学生が部活動をするときは、通常通りヘルメットを着用し、交通ルールをしっかりと守ってください。その他の生徒は通常通り部活動のために自転車の登校はできません。（対外試合等で自転車を使用する際は、顧問の指示に従ってください。）
- (4) 部活動の始めと終わりには、部長が責任を持って日番の先生に報告しましょう。部活動の完全終了（下校）時刻は16：00です。

5. 外出について

- (1) 家族に行き先や友達、帰宅時間を必ず伝えましょう。
- (2) 見知らぬ人の誘いは、きちんとした態度で断りましょう。優柔不断な態度はすきを与え、相手につけ込まれる原因になります。また、近くの人に助けを求めることも大切です。その後必ず、警察や学校に連絡しましょう。（誘拐や声かけ事件が多発しています。）
※できるだけ人通りの多い明るい道を通り、複数で行動するようにしましょう。

(3)自分の身を守るために（トラブルを未然に防ぐために）

- ①繁華街や郡山駅周辺、カラオケボックス・ゲームセンターなどの遊技場等では、恐喝などの事件が発生しています。そういった所に出かけるときは、責任のとれる保護者と行くようにしましょう。（午後6時以降は補導の対象になります。）
- ②節度ある言動を心がけましょう。（服装、言葉遣い、態度）
- ③必要以上のお金を持ち歩かないようにしましょう。
- ④日中でも人気のない場所などには立ち入らないようにしましょう。
- ⑤携帯電話やスマートフォン、パソコンなどによるメール・掲示板・ブログ等で、いたずらや人に迷惑をかける行為は犯罪です。動画を勝手にアップすることもいけません。また、SNS等の利用による事故やトラブルが増えています。ネット犯罪にあわないためにも、ルールを守り節度ある利用を心がけましょう。

6. 事故防止について

- (1)夜間の外出は、避けましょう。中学生の午後10時から翌日午前5時の外出は「深夜徘徊」ということで保護者同伴でも補導の対象になります。塾等へ行く場合については、帰宅時間や道順など家族としっかり確認しましょう。（帰宅時間は午後5時30分とします。）
- (2)友達宅への外泊は禁止です。また、大人がいないときの友達宅への出入りもしないようにしましょう。（トラブルや事故の原因になります。）
- (3)喫煙、飲酒、万引き、火遊び、無免許運転、薬物等はすべて犯罪です。絶対にしないこと。また、誘われてもはっきり断ること。
- (4)自転車運転には細心の注意を払い、**絶対交通事故に遭わないようにしましょう**。また、以下のような交通違反が指導警告の対象となります。
 - ・二人乗り、傘さし運転、携帯電話を使用しながらの運転
 - ・一時不停止 ・並列走行 ・右側通行 ・信号無視
 - ・無灯火（早めのライト点灯を） ・歩道での歩行者の通行妨害 ・自転車の整備不良※自転車は原則左側通行です。車道の右側通行は法律違反となるばかりではなく、事故の原因にもなるので気をつけましょう。
※乗り捨ててある自転車には、絶対に乗らない。占有離脱物横領という罪です。また、積雪時や凍結時の自転車運転はしないようにしましょう。
- (5)交通ルールを守り、道路への飛び出しは絶対にしないようにしましょう。



7. その他

尚、緊急事態や事故が発生した場合は、110番（警察）・119番（救急・消防）へ連絡し、その後、学校と担任の先生にも連絡してください。（土・日は、学校は機械警備になっていますので、担任の先生に連絡してください。）

小原田中学校：☎944-5225・3414